

指名停止措置一覧

令和元年12月2日現在

登録区分	承認番号	指名停止措置業者名	指名停止措置期間	指名停止措置要件及び理由
工 事	78	株カルヤード	平成30年12月5日～ 令和元年12月4日	<p>【指名停止要件】 契約違反</p> <p>【指名停止理由】 左記業者については、23年災小島漁港海岸保全施設災害復旧工事 (工期：平成28年9月3日から平成30年10月31日まで)において、作業員不足など施工体制が整わず工事が進捗できなかったため、予定工程から大きく遅れてきたところであり、現地着手後の平成29年2月から平成30年7月末までの18か月間で約15%の進捗のみであった。</p> <p>工事の進捗については、口頭や文書で指示をしているが、具体的な対応がなされず、その間、実施可能な工程資料を求め、資料の提示を受けたが、これまでの進捗状況や、その工程で施工可能と判断できる根拠がないことなど工程管理が不適切であった。さらに、遅延の理由については、明確な説明がなく、工期末日に工事の完成に至らなかった。</p>
工 事	78	株カルヤード	令和元年12月5日～ 令和2年12月4日	<p>【指名停止要件】 契約違反</p> <p>【指名停止理由】 左記業者については、23年災明神漁港海岸保全施設災害復旧工事 (工期：平成28年9月3日から平成31年1月31日まで)において、作業員不足や施工体制の整備など請負者側の各種対応が整わず工事が進捗できなかったため、予定工程から大きく遅れてきたところであり、工事期間(平成29年2月から平成30年12月まで)23か月で約15%程度の進捗のみであった (平成30年9月末以降の履行報告書が提出されていない)。</p> <p>工事の進捗については、口頭や文書で指示をしてきたが、具体的な対応がなされなかった。また、遅延の理由についても、明確な説明がなかった。さらに、平成30年11月に工程表の提出があったが、これまでの進捗状況や、その工程で施工可能と判断できる根拠がないことなど工程管理が不適切であり、工期末日に工事の完成に至らなかった。</p> <p>このことから、工事請負契約書第47条第1項第2号前段の規定により、工事請負契約の解除となったもの。</p>

指名停止措置一覧

令和元年12月2日現在

工 事	1 5 1	新東総業(株)	令和元年11月30日～ 令和2年2月29日	<p>【指名停止要件】 契約違反</p> <p>【指名停止理由】 左記業者については、本市発注の石巻工業港運河線道路整備工事及び宮城県発注の門脇道路改築工事において、建設業法第26条第1項に違反し、資格要件を満たさない者を技術者として配置した。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当することから令和元年10月21日に宮城県から監督処分がなされたもの。</p> <p>このことは、石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱別表「契約違反等」及び「建設業法違反行為」に該当する。</p>
-----	-------	---------	--------------------------	---